

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

令和7年7月1日

鹿児島県知事 塩田 康一

1. 業務概要

- 1) 業務名：「火山噴火緊急減災対策業務委託（中之島R7-1工区）」
- 2) 業務内容： 中之島において、令和6年8月に火山災害警戒地域に指定されたことを受け、火山噴火緊急減災対策砂防計画を策定する必要がある。
なお、この計画策定にあたって、噴火シナリオ・土砂災害予想区域図（火山砂防ハザードマップ）の作成、火山防災協議会の設置、地域防災計画の変更が必要となる。
このことから、本業務は、計画策定の基本となる火山砂防ハザードマップの作成及びこれに伴う資料収集・分析を行うことを目的とする。
また、作成に際しては、学識経験者や関係機関を交えた「火山噴火緊急減災対策砂防計画の検討委員会（仮称）」の助言等を踏まえながら実施することとする。
- 3) 業務範囲： 鹿児島郡十島村中之島地内の火山災害警戒地域とする。
- 4) 履行期間： 契約締結の翌日から令和8年3月17日（火）まで（予定）
- 5) 本業務は、競争性確保のための公募型プロポーザルで行う業務である。
- 6) 本業務は、参加表明書等の提出は持参、郵送又は電子メールで行う。（着信確認を行うこと）

2. 参加資格

技術提案書の提出は、1)に掲げる資格を満たす単体企業であること。

- 1) 単体企業
 - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - ② 令和7年度鹿児島県測量・建設コンサルタント業務等入札参加資格者登録を有している者（入札参加資格の効力を停止されている者を除く。）

であること。

- ③ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であって、手続開始決定日以降の日を審査基準日とする経営事項審査の結果に基づき、鹿児島県測量・建設コンサルタント業務等入札参加資格の認定を受け、かつ、再生計画又は更生計画が認可された者を除く。

3. 技術提案書の提出者を選定するための基準

1) 同種又は類似業務の実績

同種業務：火山噴火緊急減災対策に関する火山砂防ハザードマップの策定業務

類似業務：火山噴火緊急減災対策に関する火山噴火緊急減災対策砂防計画の策定業務

4. 技術提案書を特定するための評価基準

1) 技術職員の経験及び能力

配置予定技術者の資格、同種又は類似業務の実績の内容、手持ち業務の状況等

2) 評価テーマに対する技術提案

評価テーマに対する適格性・実現性及び独創性、ヒアリングを通じた専門技術力の評価等

5. 手続等

1) 担当部局

〒890-8577 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号

鹿児島県 土木部 砂防課

電 話 099-286-3618（直通）

E-mail esc@pref.kagoshima.lg.jp

2) 要請書（説明書）の交付期間，場所及び方法

鹿児島県ホームページよりダウンロードする。

交付期間は令和7年7月1日（火）8時30分から令和7年7月14日（月）17時までとする。

3) 参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法

①提出期間：令和7年7月14日（月）17時まで

②提出場所：上記5. 1) に同じ

③提出方法：持参，郵送又は電子メール（着信確認をすること）による。
なお，電子メールの容量は5MB以内とすること。

4) 技術提案書の受領期限並びに提出場所及び方法

①提出期間：令和7年8月5日（火）17時まで

②提出場所：上記5. 1) に同じ

③提出方法：持参，郵送は電子メール（着信確認をすること）による。
なお，電子メールの容量は5MB以内とすること。

6. その他

1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

2) 契約保証金：契約金額の1／10以上の額

3) 契約書作成の要否：要

4) 関連情報を入手するための照会窓口：5. 1) に同じ。

5) 2. 1) ②に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者も5. 3) により参加表明書を提出することができるが，その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても，技術提案書を提出するためには，技術提案書の提出の時に於いて，当該資格の認定及び支店等営業所の登録を受けていなければならない。

6) 詳細は要請書による。